

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 7 回相模原市景観審議会				
事務局 (担当課)		まちづくり計画部建築・住まい政策課 電話 042 - 769 - 9252 (直通)				
開催日時		令和 2 年 2 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時から 1 1 時 3 0 分まで				
開催場所		相模原市役所第 2 別館 3 階 第 3 委員会室				
出席者	委員	7 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	2 人 (まちづくり計画部長 他 2 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 相模原市景観条例第 8 条第 1 項に規定する景観形成重点地区の指定等について 3 その他 4 閉会				

審 議 経 過

1 開会

事務局から会議成立の報告の後、野澤会長により議事が進行した。主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

2 議題

(1)相模原市景観条例第 8 条第 1 項に規定する景観形成重点地区の指定等について事務局から、相模原市景観条例第 8 条第 1 項に規定する景観形成重点地区の指定等について説明を行った。主な意見等は次のとおり。

景観重要道路は、どういうものか。道路側がどのようなものかがわからないと、建築等の計画ができないのではないかと思う。

地区内の市道市役所前通については、平成 2 9 年に景観重要道路に指定し、整備に関する事項と占用許可の基準を定めている。

地区の一体的なまちづくりにおいては、道路側の環境をどのようにつくっていくかを行政として示すべきではないか。その上で、地区内の市民に対し、協力してもらうよう求めていく必要があるだろう。

景観重要道路の指定のほか、市役所さくら通り整備方針や桜並木の維持管理方針を策定している。それぞれの役割は異なるが、整合を図りながら検討してきた。今後、広報の方法等については、検討したい。

道路部局等との連携を図るほか、インフラが多く入っているので、関係事業者とも協力していただきたい。

屋上広告物の機能は何か。

遠くから見えるため、設置しているものだと考えられる。景観整備を行う際、ほとんどの自治体で、屋上広告物の設置を禁止している。

地区内において、J R 横浜線の線路沿いと国道 1 6 号の交差点部分は、屋上広告物が設置される可能性の高い場所だと考えられる。

○屋外広告物について、人が往来する場所の上部への設置が出来ないようにすることはできないのだろうか。

本地区の用途地域は、商業地域と近隣商業地域であり、商業的にも活性化させたい地区である。屋外広告物を掲出することにより集客を図りたいという考えもあり、その活動自体の制限はできないが、景観に配慮をして掲出をしてもらうというのが、景観形成基準の趣旨である。

屋外広告物は必要である、ということは大前提である。屋外広告物は、その地区を通る人と事業者とのコミュニケーションツールである。建物に後から取り付けるため、景観上良い影響を与えないというイメージがあるが、社会的機能として必要である。視点場をどこに置くかが重要だが、本地区は歩行者の視点を重視しているため、低層部の設置でよい。そのため、屋上広告物は禁止して差し支えないと言える。

○突き出し看板は、歩行者に大変有効である。壁面看板のみの場合、探すのがとても大変になる。ただし、低層部でないといけない。

○景観という観点だけでなく、防災という点で、歩行者の上に広告物があるのは望ましくないのではないか。

屋外広告物の安全面については、平成30年に相模原市屋外広告物条例を改正し、点検項目を増やすなどの対応をしている。重点地区の指定に併せて、安全点検に関しても周知を図っていきたい。

○建築物を計画する際に、屋外広告物を造り付けにすることで、良好な景観の形成に寄与できるだろう。また、地上に集合看板を設置することも良い。

屋外広告物の届出対象行為の表現がわかりにくい。10㎡を超える屋外広告物は、屋外広告物条例の対象となることを明確に表したほうが良い。

○建築物の景観形成基準の照明の項目において、「店舗では、ショーウィンドーや壁面をライトアップするなど…」とあるが、共同住宅等の1階部分に照明を設置することもできるため、店舗に限定する必要はないのではないか。

○屋外広告物ではないが、都内において、夜間になると壁面自体が光る建築物がある。そのような建物が増えているわけではないが、昼間は白い壁面が夜間は橙色になるため、景観上放置すべきではないと思う。

過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避けることを基準としているため、景観協議を行う際に、夜間の景観に配慮することを促すことは可能だと考える。

技術が進み、新しい建材や広告媒体などが市内でも増えてくることが考えられるので、今後検討する必要が出てくるだろう。

屋外広告物条例において、広告物の維持管理に関する条項はあるか。

自主点検を義務付けている。

○今後目指す街並みの合成写真などを作成しているか。

景観計画の別冊において、イラストでイメージを示している。

壁面線の指定はしないか。

指定はしていないが、オープンスペースの創出に努めることや周辺店舗との調和を図ることなどを規定している。

○市役所前さくら通り地区景観協議会を設立し議論してきた経過があるが、今後協議会はどのように関わっていくのか。

景観形成重点地区の景観に関するルールなどを検討するために市が立ち上げた協議会であり、全7回の協議会をもって役割を終えている。地域の方が景観づくりに取り組むことがあれば、市として協力をしていきたいと考えている。地区計画の策定の際に、策定後は行政がコントロールをするため、地元の活動自体が無くなってしまいう例が多い。市民が地元で活動を続けることがまちづくりにとって重要なので、市としてもサポートしてもらえると良いと思う。

今後、地域と関わって景観づくりが出来るよう、検討していきたい。

接道緑化の基準については、旗竿敷地などの場合に、車が通るだけの長さしか接道部分がないこともあると思うが、その場合はどのように対処するか。
市全域と同様の基準であり、敷地形状によりやむを得ないものとして取り扱うことになる。

相模原市景観条例第 8 条第 1 項に規定する景観形成重点地区の指定等について了承、本日付けで答申することとされた。

3 その他

第 6 回景観審議会では答申のあった相模原市景観計画の変更について、事務局から報告を行った。

4 閉会

すべての審議が終了し、閉会した。

以 上

第7回相模原市景観審議会委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	野澤 康	工学院大学 建築学部 教授	会長	出席
2	飯村 和道	女子美術大学 名誉教授		出席
3	田口 敦子	多摩美術大学 名誉教授	副会長	出席
4	松浦 薫	相模大野法律事務所 弁護士		出席
5	小迫 眞	公募委員		出席
6	小林 茂之	公募委員		出席
7	杉本 勝郎	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 相模原支部 副支部長		出席